



国 監 告 第 1 2 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年1月21日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

（1）種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

（2）概要

実施期間

ア．事前調査

平成28年1月4日（月）から平成28年1月15日（金）まで

イ．実施

平成28年1月20日（水）

対象部局

公民館

行政管理部建築営繕課

（3）対象事項及び範囲

対象事項

平成27年度国立市一般会計（歳出）

国立市公民館熱源機器等更新工事（12月25日支払分）

予算科目 10.08.01.15（06）

支出額 58,104,000円

対象範囲

財務に関する事務の執行等

一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

（4）手続き

実施通知 平成27年12月28日（月）

資料提出期限 平成28年1月13日（水）正午

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア．先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

（5）監査の着眼点

共通事項

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア．工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。

イ．現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ．市民等に対し、事業概要について事前に説明等がされたか。

- エ．現場の安全管理は適切に行われているか。
- オ．産業廃棄物処理は適切に行われているか。

(6) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以上